旧柳生藩家老屋敷各所整備業務委託仕様書

１．業務名称

旧柳生藩家老屋敷各所整備業務

２．業務場所

奈良市柳生町１５５の１

旧柳生藩家老屋敷敷地内

３．対象建築物

旧柳生藩家老屋敷（建造物および附属施設、外構、工作物等）

４．業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

５．業務の適用

本仕様書は、奈良市（以下「甲」という。）が発注する旧柳生藩家老屋敷各所修繕整備業務（以下「本業務」という。）の履行に関し、受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項及び必要な仕様を定めるものとする。

６．整備目的

本業務は、旧柳生藩家老屋敷の文化財としての価値を適切に保存し、建築物の安全性、耐久性および公開活用上の機能を確保することを目的とする。整備に当たっては、土塀の新設及び補強を行い、文化財に関わる部分については、建物の歴史的特性、材料、工法、意匠及び経年変化を尊重し、可能な限り既存材料の再利用及び伝統工法による保存整備を行うものとする。

なお、既存材料の再利用が困難な場合に代替材料を使用するときは、事前に甲の承認を得ること。

７．業務計画

乙は甲と契約締結後、速やかに甲と打合せを行い、以下の書類を提出し、甲の承認を得るものとする。

①着手届

②主任技術者及び現場代理人届（経歴書添付）

③実施体制及び作業員名簿

④実施計画書（使用材料及び実施方法、安全管理計画含む）

⑤工程表

⑥その他、甲の指定する書類

８．業務内容

①主屋　屋根修理（文化財）

棟熨斗瓦積み直し、隅棟瓦積み直し、下り棟瓦・利根丸瓦積み直し、煙出部：付け熨斗瓦一部積み直し、風切丸 巴瓦取替、鳥衾瓦取替、谷板取替

※瓦積み直しについては可能な限り既存瓦を再利用し、交換が必要な瓦の判断は甲と協議すること。

②長屋門　屋根及び壁修理（文化財）

瓦ずれ直し、下屋：壁熨斗瓦ずれ直し、鳥衾取替、外壁 漆喰塗直し下地補修、外壁：土壁やり替え 漆喰塗り

※瓦ずれ直しについては可能な限り既存瓦を再利用すること。交換が必要な瓦の判断は甲と協議すること。

③南塀（西側）新設

④南塀（東側）修理

軸組破損部修理（柱根継、土台取替、控柱等取替)、土壁補修の上漆喰塗り替え

⑤東塀補強

控柱の取替

⑥その他

切株への防蟻処理

※業務内容の詳細箇所については添付図面参照

９．打合せ等

乙は、本業務の円滑かつ適正な履行を図るため、次のとおり甲と打合せを行うものとする。また、業務の進捗状況により複数回分をまとめて実施できるものとする。

・第１回目　着手時
・第２回目　業務前
・第３回目　業務中
・第４回目　完了時

なお、乙は、整備に先立ち、整備箇所、使用材料及び整備方法について甲と十分に協議し承認を得た上で実施すること。また、打合せを行った場合、乙はその内容を記録した打合せ記録簿を作成し、甲に提出するものとする。

10．適用基準等

本業務は、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、奈良市関係条例及び規則その他関係法令等を遵守して実施すること。また、文化財に係る修繕に必要な届出、許可及び関係機関との協議等については、事前に甲と協議し、必要な手続を適切に行うこと。

なお、法令等に改定がある場合は、原則として整備着手時点の最新版を適用する。

11. 安全管理及び現場管理

乙は、作業員及び第三者の安全確保に十分配慮し、事故及び災害の防止に努めること。また、作業区域の整理整頓、既存建築物及び周辺施設の保護並びに火災防止等、必要な安全管理を徹底すること。

整備に伴い発生した廃材等は、関係法令に従い適切に処分すること。

12. 文化財及び既存施設の保護

乙は、整備に当たり、文化財としての価値及び既存建築物の保存に十分配慮し、既存の建築物、工作物、樹木その他の施設を損傷しないよう適切な養生を行うこと。

万一、既存施設等に損傷を与えた場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従い対応すること。

13. 整備内容の変更等

整備に当たり、仕様書及び添付図面に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定すること。

また、整備内容に変更が生じる場合は、事前に甲の承認を得ること。

14. 検査及び成果品

整備完了後、次の書類を甲に提出し、甲の検査を受けること

（１）業務完了届

（２）整備前、整備中及び整備完了後の写真

（３）使用材料及び整備内容が確認できる資料

（４）その他、甲が必要と認める書類